

名簿利用上の注意事項等について

1. 名簿利用上の注意事項

- (1) この名簿は、原則として令和2年4月1日時点の許可状況を記載したものです。名簿作成以降に許可期限切れ等により失効している場合や、許可内容が変更されている場合があります。
- (2) 許可期限日が名簿の作成日以前の事業者は、作成日時点で更新許可申請を行い、県が審査中の事業者になります。審査中は、許可期限日を過ぎても許可は有効ですが、最新の許可状況については、事業者又は担当の保健所へお問い合わせください。
- (3) スペースの都合上、名簿では詳細な許可品目や条件等について省略している箇所があります。詳細な許可内容等については、事業者又は担当の保健所へお問い合わせください。
- (4) 愛媛県の収集運搬業の許可は愛媛県内全域で有効ですが、松山市内で積替え又は保管行為を行う場合は、別途、松山市の収集運搬業の許可が必要となります。
- (5) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の許可状況は、①許可申請を受けて県が審査し許可した事業者、又は、②許可証の書換えの申し出を受け県が確認し許可証を書き換えた事業者について掲載しています。水銀廃棄物の処理に関する規制、許可の取扱い等については、以下のホームページをご参照ください。

【愛媛県】水銀廃棄物に関する規制強化への対応について

<https://www.pref.ehime.jp/h15700/suiginhaikibutu.html>

【環境省】水銀廃棄物関係

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

2. 表の見方

県が取り扱いを許可した品目に、「○」又は「●」の印を記載しています。また、産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の許可状況は、それぞれ区分して掲載しています。

収集運搬業の名簿で「●」印が記載された品目は、積替え又は保管を行うことができる産業廃棄物を示しています。

産業廃棄物処分業の名簿で「●」が記載された品目は、水銀回収を義務付けられた水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の中間処理を行うことができることを示しています。

3. 許可内容等についてのお問い合わせ先

県へ許可内容等についてお問い合わせされる際は、名簿の担当保健所をご確認の上、ご連絡ください。

四国中央保健所 衛生環境課 〒799-0404 四国中央市三島宮川 4-6-55 Tel 0896-23-3360 Fax 0896-28-1043	西条保健所 環境保全課 〒793-8516 西条市喜多川 796-1 Tel 0897-56-1300 (代) Fax 0897-56-6713
今治保健所 環境保全課 〒794-8502 今治市旭町 1-4-9 Tel 0898-23-2500 (代) Fax 0898-23-2531	中予保健所 環境保全課 〒790-8502 松山市北持田町 132 Tel 089-941-1111 (代) Fax 089-909-8392
八幡浜保健所 環境保全課 〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 Tel 0894-22-4111 (代) Fax 0894-22-0631	宇和島保健所 環境保全課 〒798-8511 宇和島市天神町 7-1 Tel 0895-22-5211 (代) Fax 0895-24-6806